

# 青森県報

第四千四百八十九号

平成三十年  
八月十五日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 家畜人工授精講習会の開催……………(畜産課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一

### 公 告

- 県有財産の売却に係る一般競争入札……………(行政経営管理課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域県民局) ……三
- 右 同……………(西北地域県民局) ……三
- 出先機関
- 土地改良事業の工事の完了……………(中南地域県民局) ……三
- 土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域県民局) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 土地改良区の役員の退任……………(上北地域県民局) ……四
- 公営企業
- 青森県立中央病院重油供給単価契約に係る一般競争入札……………(病院管理局) ……四

### 告

### 示

#### 青森県告示第五百八十三号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱(昭和五十六年十二月青森県告示第千五十七号)第二条第二項の規定により告示する。

平成三十年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 開催期間

平成三十年十月二日から同月十八日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

#### 二 開催場所

青森県営農農学校(上北郡七戸町)

#### 三 講習人員

七人。ただし、青森県営農農学校在学生又は卒業生に限る。

#### 四 対象家畜

牛

#### 五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成三十年九月十四日までに上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所に提出すること。

#### 六 その他

- 1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所で交付する。
- 2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所に問い合わせること。

#### 青森県告示第五百八十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成三十年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称) 三沢市港町一丁目一六 協栄漁業生産組合 三沢市港町一丁目一五の二 北栄漁業生産組合	区 域 三沢区域 三沢市漁業協 同組合の地区	区 分 小型定置漁業と 内水面以外の水 面において網漁 具を水深二十七 メートル以上の 水中に定置して 主としてさけ又 はますをとる漁 業(以下「さ け・ます定置漁 業」という)を 併せ営む漁業
--	---------------------------------	---

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地(建物、工作物等を含む。)の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
八戸市大字鮫町字小舟渡平九の五〇	学校用地	八、〇一三・〇〇

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部行政経営管理課

青森市桂木四丁目八の二 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

平成三十年九月二十一日 午前九時から

平成三十年九月二十八日 午後五時まで(必着)

土曜日、日曜日及び振替休日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎 南棟四階A会議室

4 開札日時

平成三十年十月十二日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 八戸建設協同組合
- 二 代表者の氏名 五戸勝尚
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字長円坊堀五六の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一三二七八号
- 五 取消年月日 平成三十年七月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成三十年七月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 なりたペンキ
- 二 氏名 成田久雄
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町菅野二〇〇の七四三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第四〇〇四三二号
- 五 取消年月日 平成三十年七月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成三十年六月六日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

馬場尻・中の川地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成三十年八月十五日

中南地域県民局長 中 平 雅 夫

- 一 県営土地改良事業の名称  
農業水利施設保全合理化事業
- 二 工事完了年月日  
平成三十年六月二十七日

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、下長土地改良区の定款の変更を平成三十年七月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年八月十五日

三八地域県民局長 津 島 正 春

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、中市筒口土地改良区の定款の変更を平成三十年七月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年八月十五日

三八地域県民局長 津 島 正 春

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あ っ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年八月十五日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	佐々木 明博	上北郡おいらせ町一川目四丁目一之三六七	平成三〇・七・三三

公 営 企 業

青森県立中央病院重油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年八月十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

1 物品の名称、規格及び購入予定数量

- (一) 重油（日本工業規格 一種二号） 八万四千リットル
- (二) 重油（日本工業規格 一種二号） 十二万リットル
- (三) 重油（日本工業規格 一種二号） 十六万八千リットル
- (四) 重油（日本工業規格 一種二号） 十八万リットル
- (五) 重油（日本工業規格 一種二号） 十五万六千リットル
- (六) 重油（日本工業規格 一種二号） 十四万四千リットル

2 納入期間

一の1の件名ごとに次のとおりとする。

- (一) 平成三十年十月一日から同月三十一日まで
- (二) 平成三十年十一月一日から同月三十日まで
- (三) 平成三十年十二月一日から同月三十一日まで
- (四) 平成三十一年一月一日から同月三十一日まで
- (五) 平成三十一年二月一日から同月二十八日まで
- (六) 平成三十一年三月一日から同月三十一日まで

3 納入場所

青森県立中央病院（青森市東造道二丁目一の一）

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開

札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）に基づく石油販売業の届出をしていることを証明した者であること。

6 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格を有することを証明する書類の提出

1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係資料を添えて、入札書の提出期限の営業日十四日前までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により通知する。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階  
青森県病院局運営部管理課

電話 ○一七―七二六―八三一九

2 入札書の提出期限、開札の場所及び日時

一の1の件名ごとに次のとおりとする。

(一) 平成三十年九月二十五日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(二) 平成三十年十月二十六日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(三) 平成三十年十一月二十七日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(四) 平成三十年十二月二十七日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(五) 平成三十一年一月二十八日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

(六) 平成三十一年二月二十六日 午前十一時

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階 第一会議室

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、徴しない。

六 落札者の決定方法

買入れする物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

七 契約書の取り交わしの時期

一の1の件名ごとに次のとおりとする。

(一) 平成三十年十月一日

(二) 平成三十年十一月一日

(三) 平成三十年十二月一日

(四) 平成三十一年一月一日

(五) 平成三十一年二月一日

(六) 平成三十一年三月一日

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

入札金額は、一リットル当たりの単価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点第三位未満を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

- (1) Fuel Oil (JIS Class1, No. 2)  
84,000 liter
- (2) Fuel Oil (JIS Class1, No. 2)  
120,000 liter
- (3) Fuel Oil (JIS Class1, No. 2)  
168,000 liter
- (4) Fuel Oil (JIS Class1, No. 2)  
180,000 liter
- (5) Fuel Oil (JIS Class1, No. 2)  
156,000 liter
- (6) Fuel Oil (JIS Class1, No. 2)  
144,000 liter

2 Delivery period:

- (1) From October 1, 2018 through October 31, 2018
- (2) From November 1, 2018 through November 30, 2018
- (3) From December 1, 2018 through December 31, 2018
- (4) From January 1, 2019 through January 31, 2019
- (5) From February 1, 2019 through February 28, 2019
- (6) From March 1, 2019 through March 31, 2019

3 Time Limit for tender:

- (1) 11:00a. m. September 25, 2018
- (2) 11:00a. m. October 26, 2018
- (3) 11:00a. m. November 27, 2018
- (4) 11:00a. m. December 27, 2018
- (5) 11:00a. m. January 28, 2019

(6) 11:00a. m. February 26, 2019

4 Contact point for the notice:

Management division  
Hospital Bureau  
Aomori Prefectural Government  
Aomori Prefectural Central Hospital  
2-1-1 Higashi-tsukurimichi  
Aomori City, Aomori 030-8553  
JAPAN  
TEL 017-726-8319

(発行者・発行人)  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円四十四銭